

令和8年6月2日

横浜市港北区地区センター等指定管理者(第5期)の公募に係る 質問・回答項目一覧

※ 質問受付期間を経過した後の質問や、この回答に対する追加質問、申請にあたっての相談等には一切応じられませんので、ご注意ください。

※順番は、質問受付順になります。

| 番号 | 資料名 | ページ、項目など | 内 容 | 回 答 |
|----|----------------------|---------------------|--|---|
| 1 | その他 | 様式13 評価基準加点項目に係る申出書 | 障害者雇用状況を証明する資料について、申請日時点では「直近の6月1日現在の障害者雇用状況報告書（職業安定所の受付印があるもの）」の提出が間に合わない見込みです。この場合、どのような対応がよろしいかご教授いただけますでしょうか。 | やむを得ない事情により申請日時点で最新版の書類の提出が不可能な場合には、一度「令和7年6月1日付の障害者雇用状況報告書の写し」をご提出いただき、後日「令和8年6月1日付の障害者雇用状況報告書の写し」と差し替えていただくようお願いいたします。 申請時に、最新の書類の提出可能時期をお知らせいただくとともに、書類の差し替えは両者立会いのもとで実施いただきます。 |
| 2 | 横浜市小机スポーツ会館指定管理者公募要項 | 18ページ | 会社決算の関係上、株主総会での承認後に、事業計画・収支予算、決算報告の確定となります。 そのため、以下書類については提出日に直近年度分が間に合わない可能性があります。その場合、各書類において1年遡っての提出でよろしいでしょうか。 シ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由） →令和7年度分 ス 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類 →令和4～6年度分 | 各書類ともに1年遡り、提出可能な最新年度の資料をご提出いただければ問題ございません。 |